

工場立地法 の対象になると届出が必要です

工場立地法は、工場立地が近隣環境の保全を図り、適正に行われることを目的とした法律です。一定規模以上の工場を、新設または変更する場合には、工場立地法に基づく届出が必要です。

1 対象工場

※次の両方に該当する場合

- **対象業種** : **製造業、電気・ガス・熱供給業者** ※水力、地熱及び太陽光発電所除く
- **対象規模** : **敷地面積 9,000㎡ 以上**
または **建築面積 3,000㎡ 以上** ※生産以外の建物も含む

2 対象工場への主な規制

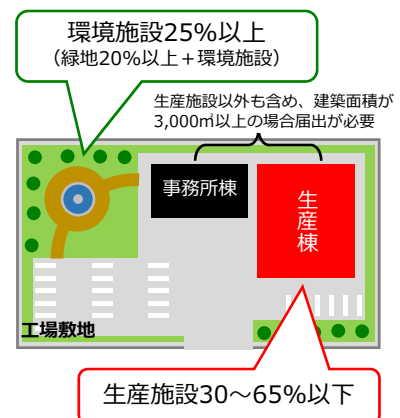
- **生産施設の面積率** : **30～65%以下**
- **環境施設(緑地含む)面積率** : **25%以上**

※ 生産施設の面積率の上限は、業種によって異なります。

※ 環境施設とは、緑地、噴水、広場、屋外運動場、企業博物館、太陽光発電施設などを指します。

※ 環境施設25%のうち、20%以上を緑地として配置する必要があります。

※ 昭和49年6月28日以前に既に設置等されていた工場には緩和措置があります。



3 届出について

- ・ 対象工場を新設、変更等する場合は、着工日の90日前までに下記へ届出をお願いします。
- ・ 届出用紙は以下URLからダウンロードできます。下記窓口でもお渡ししています。

▼ 届出様式ダウンロード (飯田市工業課Webサイト)
<https://www.city.iida.lg.jp/site/kougyou/rittitodoke.html>



● 届出・問合せ先

飯田市 産業経済部 工業課 企業立地係

〒395-0001 長野県飯田市座光寺3349-1 エス・バード 内

TEL 0265-22-5644

FAX 0265-24-0962